

## 広島県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
		広島県世羅郡世羅町本郷、井折地内	広島県知事 藤田雄山
の自然現象の種類による土砂災害の発生原因となる自然現象の種類による土砂災害の発生原因	区域の表示	区域の名称	区域の名称
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の
おり次の図のとおり	おり次の図のとおり	おり次の図のとおり	おり次の図のとおり
一)地区 有美(五三七七)	地区 有美(五三七七)	地区 本郷(三〇一五)	地区 本郷(三〇一三)
崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の	崩壊急傾斜地の
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり







有美川（八五三）地区	一隣二（八五三）地区	有美川（八五三）地区	一隣二（八五三）地区	有美川（八五三）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
おり 次の図のと	おり 次の図のと	おり 次の図のと	おり 次の図のと	おり 次の図のと
区 有美川左支川一二（八五二八隣）地	有美川左支川一（八五二八）地区	有美川右支川一二（八五二七）地区	有美川右支川一二（八五二七）地区	有美川（八五三一）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。